

令和4年1月27日

ミツバチを飼育されている方へ

### 令和4年ミツバチ飼育届の提出について

ミツバチを飼育する方は、飼育規模等にかかわらず、毎年届出が必要です。  
令和4年1月から令和5年1月末までの期間に“日本ミツバチ”、“西洋ミツバチ”を飼育する予定がある方は、速やかに役場産業振興課、または木曾農業農村支援センターへ以下の書類をご提出ください。

- ◆提出書類：蜜蜂飼育届及び蜂場見取り図  
(長野県のホームページでダウンロードしていただくか、役場窓口にてお渡しします)

#### 【お問い合わせ先】

木祖村役場産業振興課農政係 電話：36-2001

または

木曾農業農村支援センター 電話：25-2221



木祖村役場産業振興課  
課長：東 担当：田中  
TEL：36-2001  
FAX：36-3344